

# 伯耆町岸本赤十字奉仕団規程

## (目 的)

第1条 本団は、赤十字の人道と博愛の精神に基づき、すべての人々のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築きあげていくために、陰の力となって、人々に奉仕するものとする。

## (運営の基本)

第2条 本団は、赤十字奉仕団規則及び本規程の定めるところに基づいて運営する。

## (事務所)

第3条 本団の事務所は、伯耆町社会福祉協議会に置く。

## (奉仕活動)

第4条 本団は、第1条の目的を達成するため、次の奉仕活動を行う。

1. 災害救護に関する各種事業への奉仕
2. 保健衛生等に関する各種事業への奉仕
3. 青少年赤十字の普及、育成に関する奉仕
4. 社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕
5. 日本赤十字社鳥取県支部からの要請に基づく活動の奉仕
6. その他、赤十字の理想を達成するための奉仕

## (組 織)

第5条 本団は、伯耆町内の居住者であって、本団の活動に深い理解を有する社員及び篤志者（以下「団長」という。）をもって組織する。

(2) 支部長が必要と認めるときは、分団を置くことが出来るものとする。

## (役 員)

第6条 本団に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 2名 委員 若干名

(2) 委員長、副委員長、委員は、団員のなかから選出する。

## (役員の仕事)

第7条 委員長は、本団を代表し、その業務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長をたすけ、委員長に事故あるときは、委員長の指名する副委員長が、その職務を代行する。

(3) 委員は、本団の運営に参画し、その業務の執行にあたる。

## (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## (顧 問)

第9条 本団に顧問を置き、委員長が委嘱する。

(2) 顧問は、委員長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

## (登 録)

第10条 団員の加入申込みは、所定の登録名簿に記入、捺印するものとする。

(2) 委員長は、団員名簿を作成し、支部長に報告するものとする。

## (退 団)

第11条 団員は、いつでも退団することができる。

(2) 団員は、次の各号の1に該当するときは、これを除籍する。

- イ、死亡したとき
- ロ、他の地域へ転出したとき
- ハ、長期間奉仕活動に参加しなくなったとき
- ニ、委員会において、除籍の決定がなされたとき

(奉仕団の標識の着用)

第12条 団員が奉仕作業するときは、所定の奉仕団標識をつけるものとする。

(団費)

第13条 団費は、原則として徴収しない。但し、本団の運営上やむを得ない経費を必要とするときは、団費を徴収することがある。

(経費)

第14条 本団の経費は、支部交付金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

(2) 本団の会計は、毎年毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって終る。

附 則

この準則は、平成17年4月1日から施行する。